

# 預金保険を巡る環境変化

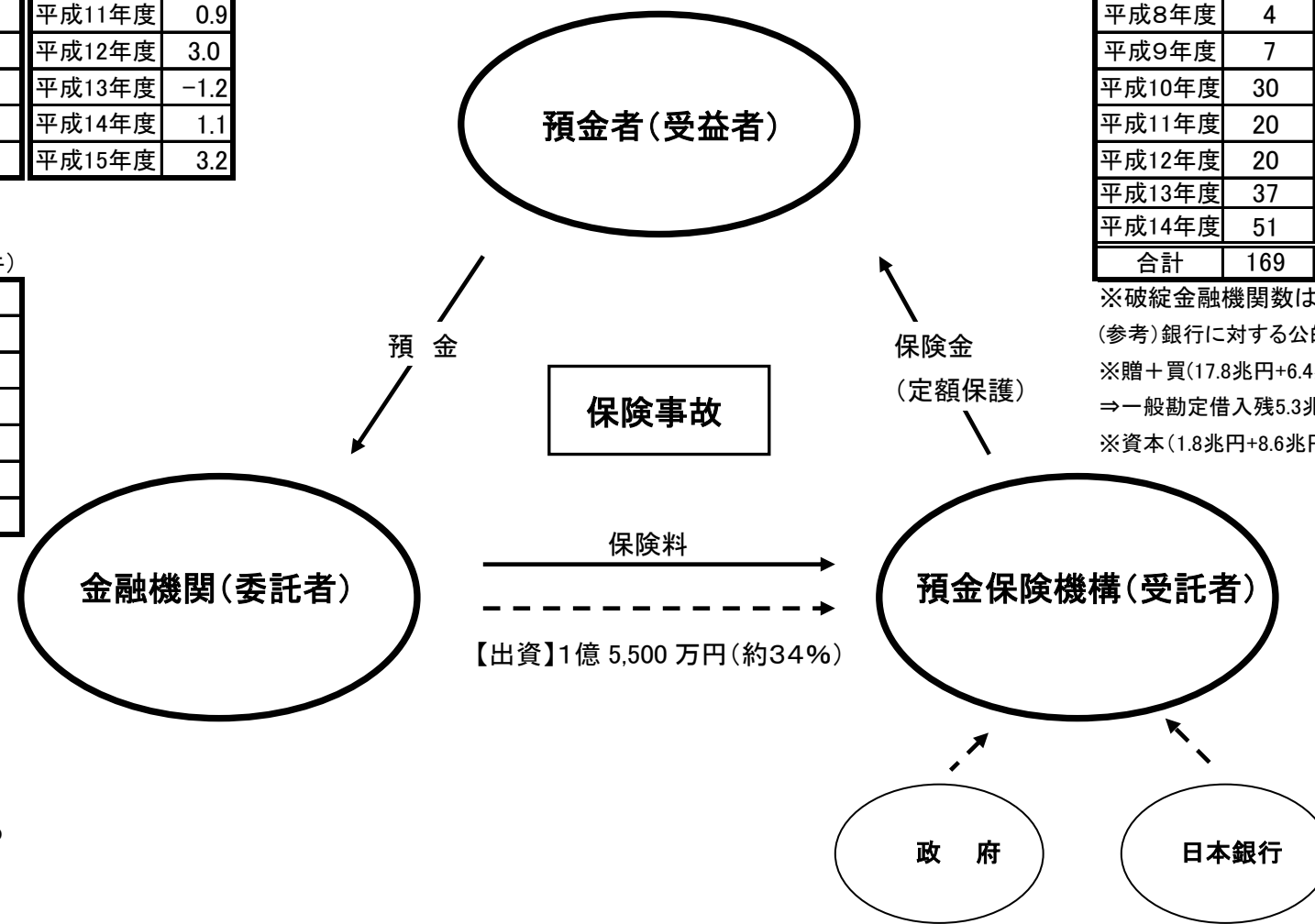
## ○ 主要行の不良債権

	不良債権残高(兆円)	不良債権比率(%)	(参考) 経済成長率(%)	
平成11年3月	21.9	6.1	平成10年度	-1.0
平成12年3月	18.5	5.4	平成11年度	0.9
平成13年3月	18.0	5.3	平成12年度	3.0
平成14年3月	26.8	8.4	平成13年度	-1.2
平成15年3月	20.2	7.2	平成14年度	1.1
平成16年3月	16.3	5.2	平成15年度	3.2

## ○ 金融機関の破綻件数等

	(単位:件)	
	金融機関破綻件数	企業倒産件数
平成10年度	30	17,497
平成11年度	44	16,887
平成12年度	14	18,926
平成13年度	56	20,052
平成14年度	0	18,928
平成15年度	1	15,790

## ○ 預金保険をたどってみれば...



## ○ 預金等全額保護下における資金援助の年度別動向

	資金援助			破綻金融機関の例 ( )内は破綻公表日
	件数	金銭贈与	資産買取	
平成8年度	4	11,985	900	阪和銀(8. 11. 21)
平成9年度	7	1,524	2,391	北拓銀(9. 11. 17)
平成10年度	30	26,843	26,815	長銀(10. 10. 23)、日債銀(10. 12. 13)
平成11年度	20	46,371	13,044	
平成12年度	20	51,564	8,501	
平成13年度	37	16,425	4,064	
平成14年度	51	23,185	7,949	
合計	169	177,896	63,663	

※破綻金融機関数は168機関  
 (参考)銀行に対する公的資本注入額累計:12.4兆円  
 ※贈+買(17.8兆円+6.4兆円):保険料4.3兆円+国債10.4兆円+回収等(4.4兆円)  
 ⇒一般勘定借入残5.3兆円(15年度末一般勘定欠損金 ▲3.5兆円)  
 ※資本(1.8兆円+8.6兆円+2兆円):返済2.1兆円⇒借入(再生4.6兆+早期7.9兆+危機2.0兆)

- ・ ここ2年間、金融システムは安定的に推移
- ・ ペイオフ解禁拡大に向けた環境が整い始める

### ペイオフ解禁拡大

平成17年度以降

【預金定額保護】

- ・ 全額保護預金(以下の3要件を満たすもの:決済用預金)
  - ①無利息、②要求払い、③決済サービスの提供
- ・ 定額保護預金(上記の預金を除く定期預金等)

合算して元本 1,000 万円までとその利息等を保護

### ペイオフ一部解禁

平成14年度から平成16年度末まで

【預金一部定額保護】

- ・ 全額保護預金(流動性預金)
  - ①当座預金、②普通預金、③別段預金
- ・ 定額保護預金(上記の預金を除く定期預金等)

合算して元本 1,000 万円までとその利息等を保護

### ペイオフ凍結

平成8年度から平成13年度末まで

【預金全額保護】

- ・ 全ての預金について全額保護

# 預金保険機構の役割

## 預金保護範囲の変遷

	昭和46年 7月	47年 6月	61年 7月	平成8年 6月	13年 4月	14年 4月	15年 4月	17年 4月
流動性預金	当座預金			全額保護 *2	全額保護 (特定預金)	全額保護 (決済用預金)	全額保護 (決済用預金)	全額保護 (決済用預金)
流動性預金	普通預金 別段預金	元本 100万円	元本 300万円	元本 1,000万円	全額保護 *2	全額保護 (特定預金)	無利息等3要件を満たすもの*1 全額保護 (決済用預金)	無利息等3要件を満たすもの*1 全額保護 (決済用預金)
							利息のつくもの等 全額保護 (決済用預金 とみなす)	利息のつくもの等 全額保護 (決済用預金 とみなす)
定期性預金	定期預金 定期積金 等				全額保護 *2		合算して 元本1000万円までと その利息等	合算して 元本1000万円までと その利息等
	仕掛かり中の 決済に係る債務*3					全額保護 (特定決済債務)	全額保護 (特定決済債務)	全額保護 (特定決済債務)

- \*1 決済用預金の3要件とは、無利息、要求払い、決済サービスを提供可。当座預金、無利息の普通預金等が該当。
- \*2 平成12年の預保法改正等で預金保険付保対象の拡大が図られている(施行13年4月)。預金利息等のほか債権者を確知できる金融債、公金預金、特殊法人預金を付保対象化。
- \*3 振込み・手形交換等に関し、仕掛かり中の決済(破綻時点で決済が未終了)の債務。

平成7年12月 金融制度調査会答申  
「金融システム安定化のための諸施策」ほか

金融・決済システムは経済のインフラ・ストラクチャー。  
ディスクロージャーが充実の過程にあり、預金者に自己責任を問う環境にない。  
金融機関が不良債権を抱えており、信用不安を醸成しやすい金融環境にある。

預金等の全額保護の特例措置  
(平成12年度末まで)  
(平成8年の預保法改正)

平成11年12月 金融審議会答申  
「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」  
平成11年12月 与党政策責任者会議決定 ほか

特例措置終了後における恒久的措置を整備  
・破綻処理の迅速化・多様化  
・危機対応措置  
・預金保険付保対象の拡大等  
金融債(権利者確知が可能)  
公金預金、特殊法人預金及び預金利息  
特例措置の1年延長  
(平成13年度末まで)  
流動性預金については15年3月末まで全額保護

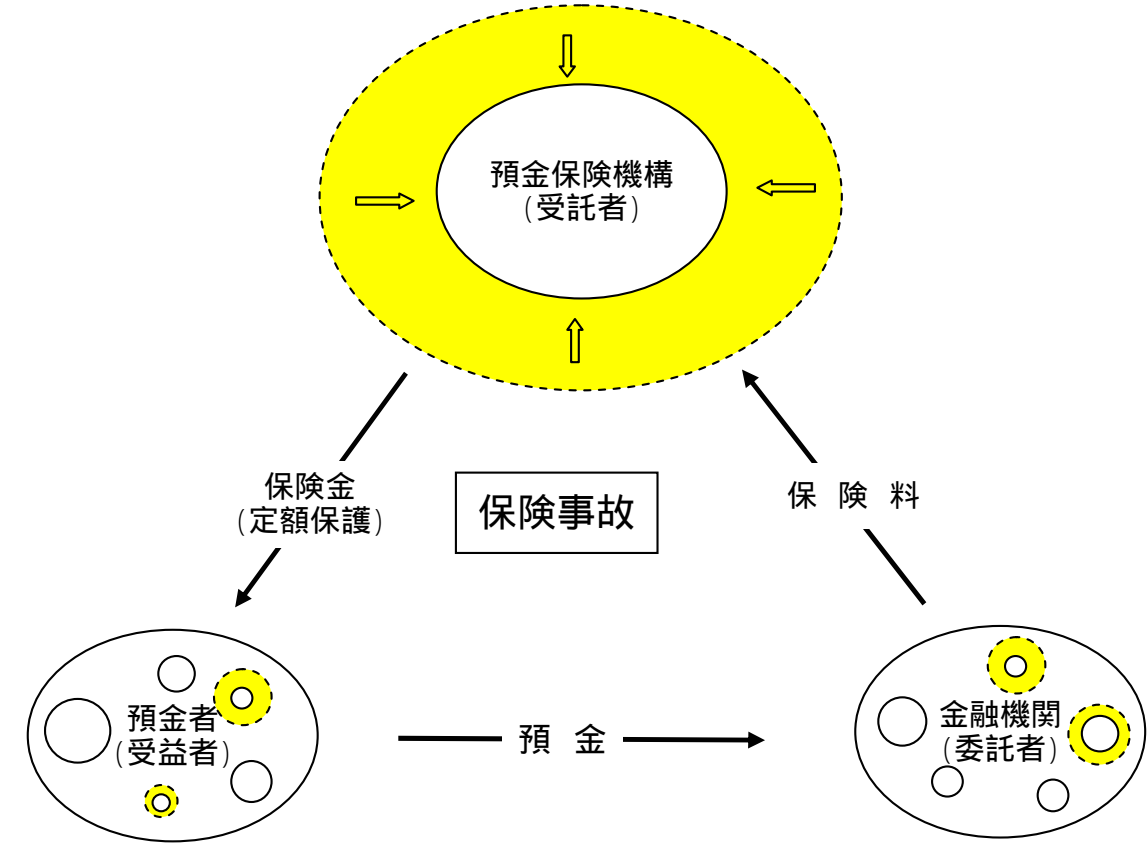
(平成12年の預保法改正)

平成14年9月 金融審議会答申  
「決済機能の安定化のための方策について」  
平成14年10月 金融担当大臣談話 ほか

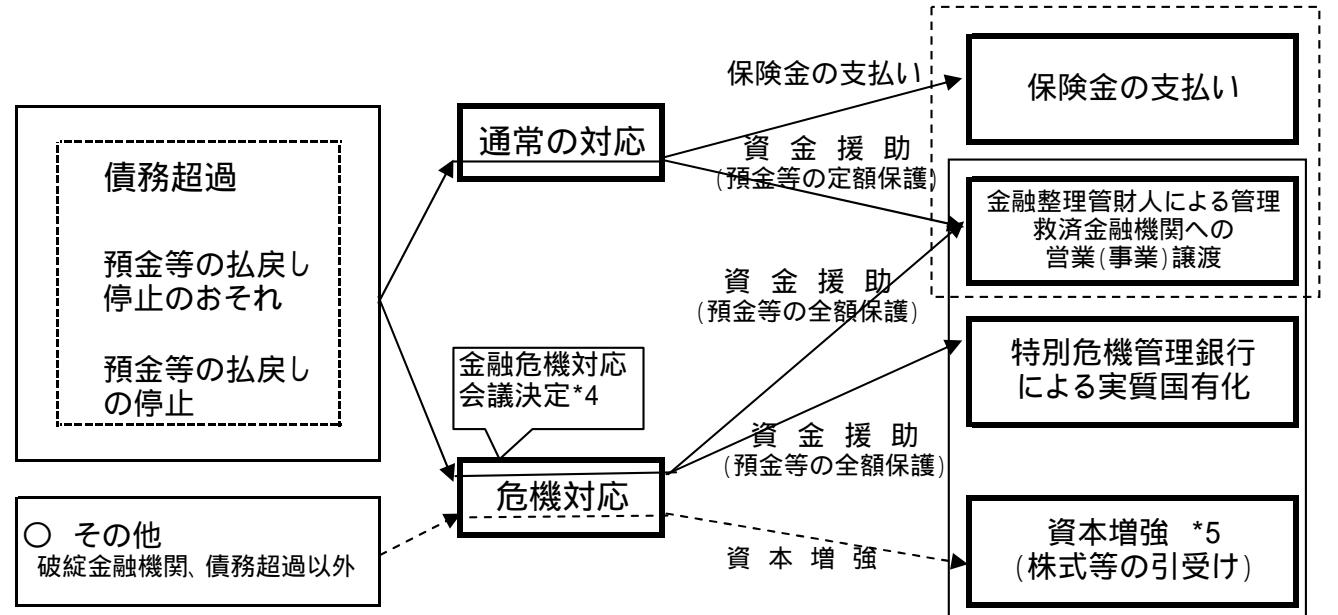
に金融システムが担う基本的機能。  
我が国では、ほとんどの決済が金融機関の関与する決済機能を通じて行われており、金融機関の関与する決済機能の安定性を図ることは公共性の観点から必要不可欠。

決済用預金の全額保護  
決済債務の保護を恒久化  
ペイオフ解禁拡大は不良債権問題が終結した平成17年4月から

(平成14年の預保法改正)



## 通常の破綻処理と金融危機対応



- \*4 内閣総理大臣は、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められるときは、金融危機対応会議の議を経て、危機対応措置を講ずることができる。(預保法第102条第1項)
- \*5 当該金融機関が、破綻金融機関または債務超過の場合には、資本増強措置を適用することはできない。